一億九四二万七千円

本年度予算（一般会計）決まる

昭和四十年度光町予算その他を決める定例議会が去る三月十一日招集されました。会期を三日間と定めて重要議案とりくみ活潑な質疑応答が当局との間にかわされ慎重審議がかさねられました。その結果何れも原案どおり可決確定いたしました。議会での審議の模様は有線を通じ実況録音で放送いたしましたので、ここでは決定された一般会計才入才出予算を中心に昭和三十八年度の決算及び昭和三十九年度予算の執行状況等、当町の財政事情を御知らせいたします。

〔概　要〕

予算の編成に当って、まず年頭にこのひかり広報をもって住民のみなさんに当町のこれからのあり方を申し上げましたように町の七〇%以上を占める農業の振興を図ることが重要なことであります。従ってこの面を重点施策といたしたのでありますが、予算を御覧いただいた限り必らずしも満足なものではないといえるかも知れません。本年度の当初予算の総額は昨年のそれと比して約一八%の増でありますが、産業重点の他従来よりの懸案である東陽小学校の講堂建設、その他予定された事業も数多く、他面人件費は年をおって増嵩しており財政運営は困難を極めてまいりました。このような中で限られた財源の範囲内から出来得る限りこれら重点施策に計上し、新規事業はなるべく抑制し一般経常経費についても必要最少限度に留め効率的な運用を図り引締めを基調とした編成方針としたのであります。

〔主な事業〕

- ・農協振興計画、近代化資金利子補給　八〇〇千円
- ・農協合併推進費　二〇〇千円
- ・養豚団地造成費　四五〇千円
- ・畑作物改善費その他農業振興費　一、二〇〇千円
- ・東陽小学校講堂建設費　七六七〇千円
- ・病院建設事業負担金　四二〇〇千円
- ・有線改修費繰出金　二二〇〇千円
- ・保育児童措置費　七四〇〇千円
- ・環境衛生事業費　九一〇千円
- ・県道舗装、改修事業負担金　三、三〇〇千円
- ・消防施設整備事業　一、九〇〇千円

昭和４０年度光町一般会計予算款項別表

＜歳　入＞　（単位千円）　＜歳　出＞

款	項	予額算	款	項	予算額
1.町税	1.町民税	5,165	1.議会費	1.議会費	8,853
	2.固定資産税	13,575	2.総務費	1.総務管理費	22,081
	3.軽自動車税	2,136		2.徴税費	5,629
	4.市町村タバコ消費税	4,927		3.戸籍住民登録費	100
				4.選挙費	635
	5.電気ガス税	1,703		5.統計調査費	1,406
	6.木材引取税	1		6.監査委員費	75
	計	27,507		計	29,926
2.地方交付税	1.地方交付税	49,000	3.民生費	1.社会福祉費	1,992
3.分担金及負担金	1.負担金	2,332		2.児童福祉費	7,716
4.使用料及手数料	1.使用料	1,776		3.生活保護費	50
	2.手数料	1,210		4.国民年金費	1,757
	計	2,986		計	11,515
5.国庫支出金	1.国庫負担金	6,395	4.衛生費	1.保健衛生費	8,368
	2.国庫補助金	827		2.清掃費	132
	3.国庫委託金	731		計	8,500
	計	7,953	5.労働費	1.失業対策費	43
			6.農林水産業費	1.農業費	11,384
6.県支出金	1.県負担金	1,348		2.林業費	5
	2.県補助金	944		3.水産業費	630
	3.県委託金	1,075		計	12,019
	計	3,367	7.商工費	1.商工費	612
7.財産収入	1.財産運用収入	57		2.観光費	988
	2.財産売払収入	6,730		計	1,600
	計	6,787	8.土木費	1.土木管理費	2,759
8.寄付金	1.寄付金	1,055		2.道路橋梁費	6,710
9.繰入金	1.特別会計繰入金	1,000		3河川費	260
10繰越金	1.繰越金	1,000		4.住宅費	312
11諸収入	1.延滞金加算金及過料			計	10,041
		51	9.消防費	1.消防費	4,824
	2.町預金利子	250	10教育費	1.教育総務費	5,708
	3.雑入	739		2.小学校費	10,896
	計	1,040		3.中学校費	3,193
12町債	1.町債	5,400		4.社会教育費	1,030
				5.保健体育費	183
				計	21,010
			11災害復旧費	1.土木施設災害復旧費	100
			12公債費	1.公債費	5,389
			13諸支出金	1,普通財産取得費	100
			14予備費	1.予備費	507
歳入合計		109,427	歳出合計		109,427

国民健康保険特別会計予算も

県国民健康保険課との協議、二回にわたる町国民健康保険運営協議会への諮問、二日間の町議会の審議を経て、歳入歳出それぞれ四三、三〇八千円の昭和四十年度の国保特別会計予算が決まりました。

一月一日から医療費が値上げされたことは、新聞やテレビなどでご存知でしょう。光町の国民健康保険はこのほかみなさんが一年間にお医者さんにかかる回数や、一回かかったときの治療代が年々上昇するために、三八、五一八千円の支払いが必要となりました。その他事務に必要な額などを合せて四三、三〇八千円の支出を予定していますが、これに見合う収入として、国からの補助金や、積立金、三十九年度からの繰越金等を含めて二三、六九七千円がありますが、この額では支出に一九、六一一千円不足いたします。この不足額は国民健康保険税として被保険者のみなさんに負担していただくことになります。

支出ではそのほか助産費が一件について二、〇〇〇円から二、五〇〇円に、葬祭費も二〇〇〇円か二、五〇〇円に、育児手当は一、二〇〇円が一、五〇〇円に増額されました。

予算の内容はグラフに示したとおりです。

なお、受診証が四月一日から切り替えになりましたが、お医者さんにかかる場合はどんなこんいなお医者さんでも必らず受診証を見せてから診察を受けて下さい。世帯主と世帯員では支払う割合が異りますので、お医者さんに迷惑がかかったり、皆さんが余けいなお金を払ってしまうことになります。

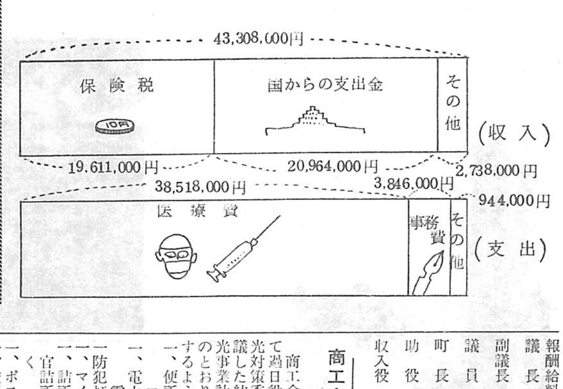

昭和40年度一般会計予算

性質別歳出

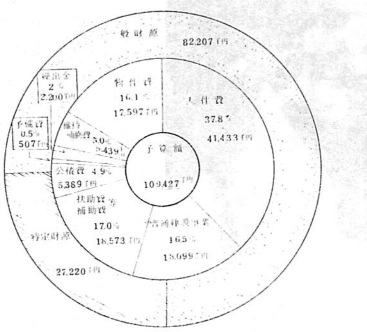

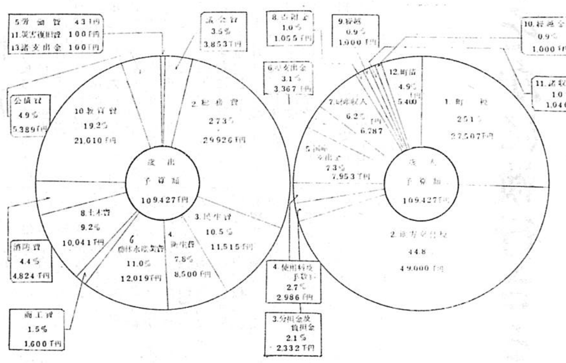

特別職報酬等審議会

設置さる

議会議員及び町長等三役の報酬、給料等の額を決めるに際し謂ゆるお手盛の評をなくすため　この報酬等を改める場合第三者の意見を聞く特別職等報酬審議会が設置されました。その委員に次の諸氏が選ばれました。

・一号委員（町内の公共的団体を代表するもの）

関口　貞雄　青年クラブ会長
桑田　勝治　商工会長
加瀬　よね　婦人会長
土屋　克　農協組合長

・二号委員（学識経験を有するもの）

青柳要三郎　篠　本
宇井　良雄　芝　崎
伊藤松之亮　尾　垂
椎名　洋　五ノ神

第一回の会議が去る二月四日に開かれ会長に宇井良雄氏副会長に青柳要三郎氏が互選されました。そして当局より諮問された議員、三役の報酬給料の審議を行い額については諮問どおり（別掲）施行期日の昨年九月一日を議員が本年四月一日三役については一月一日から適用することが適当である旨の答申をいたしました、議会においてもを答申尊重しそのまま決定されました。

議会だより

三月十一日午前九時から役場で定例町議会が開かれました。会期を三日間と決めて十一議案の審議が行なわれました。議案は税条例、国保条例、有線放送電話業務に関する条例の一部改正案及び光町職員臨時特別退職手当支給条例案、三十八年度決算認定と昭和四十年度一般会計予算案他三つの特別会計予算案でした。本会議の状況は有線放送を通じてご承知のことと思いますが、条例改正案は勿論でありますが新年度予算案審議にあたっては特に町の財政状況が苦しい見とおしのため歳入面へ質疑が集中した事はそれを物語るものと言えましょう。この財政状況のもとで、最高の実をあげるべく終日質疑が行なわれた結果いづれも原案どおり可決されました。

報酬給料（　）内は現行

議長	一三、〇〇〇円	（一〇、〇〇〇）
副議長	一一、〇〇〇円	（九、〇〇〇）
議員	一〇、〇〇〇円	（八、〇〇〇）
町長	五七、〇〇〇円	（五〇〇〇〇）
助役	四八、〇〇〇円	（四三、〇〇〇）
収入役	四五、〇〇〇円	（四〇、〇〇〇）

商工会事業について

会長　桑田　勝治

商工会事業推進の対策として過日役場会議室において観光対策委員会を開催し種々協議した結果、昭和四十年度観光事業計画について大要左記のとおり計画の具体化を促進するよう申し合わせた。

一、便所設置に関する件
　コンクリート造り
一、電力強化の件、
　電力会社と接渉
一、防犯灯の件、二ケ所設置
一、マイク購入の件
一、詰所設置の件、本部と警官詰所は観光事務所内に置く
一、ポスター作成の件
一、監視人の件、二名置く

次いで二月四日光町観光協会海の家株主総会を招集、昭和四十年事業対策を協議次のとおり計画を決定した。

一、昨年に続き海の家建設とその増改築、尚運営については専従者を置く
一、バンガローを木戸浜周辺に新設
一、借ボート開業

以上が観光対策決定の概要である。

また二月には総合振興対策として昭和三十九年度先進地視察旅行を行った。町当局及び県連からの同行を得、群馬県前橋市熊ケ谷市を視察和気あいあいの裡に一行四十九名、会の団結と親睦を深め町協力要請の一助に資した。

今後益々地域発展の推進に努めたい所存である。

国民健康保険運営協議会

昨年十二月で任期満了となった国保運営委員は、昨今の国保状況の重要性から前委員の十二名の方が経験を買われ再任され、四十年度の予算等の審議で活やくされています。被保険者代表＝青柳要三郎。宇井良雄、斉藤孝平、伊藤光雄、保険医代表＝郡司辰二原寿、向後和、最上清幸。公益代表＝川島　正、渡辺孝司、竹内節夫、大木清一郎。会長竹内節夫、副会長大木清一郎。